



7月10日(日)は

投票時間 午前7時～午後8時

参議院議員通常選挙



任期満了による参議院議員通常選挙の投票が行われます。 国政に私たちの意思を伝える大事な選挙です。 棄権することなく進んで投票を。

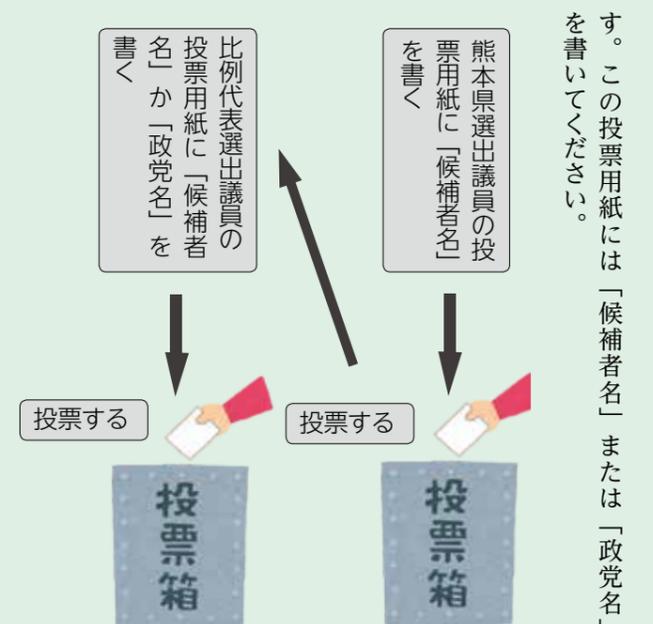
左から有明高校3年生の 猿渡敬仁さん、田川愛里さん

●投票所 市内23箇所。各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。(第7投票所は万田保育園から深瀬倉掛公民館に変更となります)

【投票できる人】
次のどれかの要件を満たし、荒尾市の選挙人名簿に登録されている人です。
①7月10日(日)現在で満18歳以上の人(平成10年7月11日までに生まれた人)
※今回の選挙から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。
②平成28年3月21日までに転入届をし、引き続き荒尾市に住んでいる人
・市内で転居した人
・市内の転居で、6月10日(金)までに転居届を済ませた人は「新住所地の投票所」で投票できますが、その後は「前住所地の投票所」での投票となります。
・市外へ転出した人
荒尾市の選挙人名簿に登録されていた人で、3月22日以降に市外に転出した人は、転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されていない場合は、荒尾市で投票できます。
※3月22日以降に本市に転入した人は、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、不在者投票ができます。
投票用紙を取り寄せる請求書用紙は、選挙管理委員会事務局にあります。

【投票所入場券】
投票所入場券は、各有権者に郵送します。投票日には、入場券を持って投票所に来てください。入場券を忘れたり、紛失したり、届かなかったりする人は投票所で係員に申し出てください。再発行して投票ができます。
※入場券が届くまで多少時間がかかりますが、ご了承ください。

【投票方法】
投票所では、最初に熊本県選出議員の投票用紙を交付します。この投票用紙には「候補者名」を書いてください。次に比例代表選出議員の投票用紙を交付しま



【期日前投票】
選挙当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない人は期日前投票ができます。なお、投票する日に満18歳になっていない人は、期日前投票ではなく、不在者投票をしてください。

●期間 6月23日(木)～7月9日(土)

●場所と時間
・市役所1階 11号会議室
午前8時30分～午後8時
・あらかしタイムモール2階 シティホール
午前10時～午後7時

●期日前投票の手続
入場券の中に「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」がありますので、必要事項を記入して、期日前投票所へお持ちください。
※目や体が不自由な人や字が書けない人は、投票所で係員に申し出て代理投票ができます。

【不在者投票】※市役所のみ受付
①滞在先(市外)での不在者投票
不在者投票ができる期間や要件などは、期日前投票と同じです。投票用紙の取り寄せには、入場券の中に「期日前投票・不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入して、選挙管理委員会に請求してください。
※滞在先の選挙管理委員会にも請求書があります。
※不在者投票した投票用紙が選挙当日までに選挙管理委員会に着く必要があります。手続は早めにお願います。

②病院・老人ホームなどでの不在者投票
県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所をしている人は、そこで不在者投票ができます。早めに病院や施設にお尋ねください。

③郵便による不在者投票
投票用紙の請求期限 7月6日(水)

●この制度を利用できる人 選挙管理委員会に「郵便等投票証明書交付申請書」と郵便投票申請書の基準に当てはまる身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を提出した後、郵便投票証明書の交付を受けた人です。

【選挙人名簿】
6月21日(火)現在で新しく永久選挙人名簿に登録された人の名簿は次のとおり縦覧できます。登録漏れや間違いがないか、お確かめください。
●日時 6月22日(水) 午前8時30分～午後5時
●場所 選挙管理委員会事務局

【選挙公報】
6月30日(木)から、参議院議員通常選挙の「選挙公報」を各家庭に配布します。候補者などを選ぶ貴重な資料として、よく読んで投票してください。

【選挙速報】
市ホームページに選挙当日の投・開票状況などを掲載します。

選挙管理委員会 ☎ 63・1254